

申請者 氏名 _____

1 対象企業について

【個別項目】①②のいずれかに☑

次の①②のいずれかに該当する企業。

①市外から転入する従業員
の居住に供するための良質な社宅を
建設又は購入した者。

⇒□

②次の全てを満たす者

- ・市内又は市近郊に事業所等を新たに新設又は増設することにより生まれる新規雇用の居住に供するための良質な社宅を建設又は購入した者
- ・社宅の建設又は購入前に事業所の建設又は購入の契約を行う者

⇒□

【共通項目】該当する場合☑

次の全ての要件に該当する。

⇒□

※1つでも該当しない項目がある場合、本事業の対象となりません。

- ・法人格を有すること。(但し国、地方公共団体及びその他関係機関は除く。)
- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でない。
- ・北九州市における市税の滞納がない。
- ・暴力団又は暴力団員と密接な関係はない。

2 対象社宅について

【住宅の所在】該当する場合☑

街なかの区域(要領参照)に所在し、次の全ての区域外に所在する住宅である。

⇒□

※街なかの区域であっても、次の区域内の場合、本事業の対象となりません。

- ・市街化調整区域
- ・工業専用地域
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・土砂災害警戒区域

【社宅の要件】該当するものに☑

建築基準法に規定する長屋、共同住宅又は寄宿舍で、次のア～クの全てを満たす社宅

ア 市内において企業が自ら運営し、
かつその従業員及びその家族の住居用に建設又は購入

⇒□

イ 1棟あたり20戸以上

⇒□

ウ 新築である

⇒□

エ 周辺環境に配慮したものである

⇒□

オ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないなど社宅利用として支障がない

⇒□

カ 国又は他の地方公共団体から補助金の交付を受けていない

⇒□

キ 補助金の交付を受けた日から10年以上社宅に供する

⇒□

ク 1戸あたりの住戸専用面積(バルコニー、共用部分は除く)

●世帯人員1人の場合 25㎡以上

⇒□

(居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が、従業員が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあっては、18㎡)

●世帯人員2人以上の場合 30㎡以上

⇒□